

商慣行見直しに向けた取組宣言

上野ガスはこれまで LP ガスを地域における重要なエネルギー供給事業者として、地域の皆様から親しまれ、選ばれ続ける企業を目指してまいりました。

今回の商慣行見直しに向けた制度改正議論の趣旨を踏まえ、今後も引き続き液化石油ガス法をはじめとする関係法令等を遵守した事業運営に努めてまいります。

商慣行見直しに向けた取組

1. 正常な商慣習を超える利益供与や、お客様が LP ガス事業者を選択する際の自由を制限するような行為は行いません。
2. 賃貸住宅向けの LP ガス料金は、これまで通りガスの使用量に応じた金額を請求させていただきます。ガス設備に係る費用は、ガス料金には計上いたしません。なお、賃貸住宅以外のお客様で、ガス消費に係る設備費用の支払方法を分割等で希望された場合は双方協議の上、ガス料金と切り離した方法で収受します。
3. ガス料金の表示方法は弊社ホームページに掲載に加え、不動産会社様、管理会社様と連携してガス使用を希望されるお客様に対し、事前にガス料金を提示するよう努めてまいります。お客様へのガス料金につきましては、明確な料金体系と丁寧なご説明に努めます。
4. LP ガスの紹介・勧誘・募集行為については、有資格者が責任を持って行います。
5. 経営トップは、これらの取り組みを確実なものとするための社内管理体制を構築します。この社内体制は、定期的に関係法令についての研修会を行うことで全社員の法令に関する理解を深めてまいります。更に、これらの取り組みから逸脱するおそれのある行為がないかについても監視し、液化石油ガスの保安の確保に努め、適正価格による取引の適正化・料金の透明化を図ってまいります。

2024年4月26日

上野ガス株式会社